平成29年度 第4回 廃棄物減量推進部会会議

発言要旨

1 【日 時】 平成30年1月19日(金)10:00~12:00

2 【場 所】 西宮市役所 東館 7 階 701 会議室

3 【出席者】 全9名(内、1名欠席)

項目	所属団体 役職名		委員名
環境計画推進	大阪産業大学	教授	花田 眞理子
パートナーシッ	NPO 法人こども環境活動支援協会 理事		小川 雅由
プ	環境衛生協議会 会長		樋口 賢一
会議委員	公募市民		柳生 裕之
市民代表	甲東エココミュニティ会議	会長	山崎 由美
事業者代表	にしのみや環境サポート協同組合 (株式会社ヤマサ環境エンジニアリング)	常務取締役	川越・勉
	西宮商工会議所 (株式会社山一商会)	代表取締役社長	櫻田健太
	生活協同組合 コープこうべ	理事	上田 久美子
市役所関係	学校教育課	指導主事	宇野 繁範

【事務局】 全12名

局	部	課	役職名	職員名
環境局	_	_	局長	須山 誠
	環境事業部	_	部長	橋本 充信
	環境施設部		部長	野田 敏彦
	環境事業部	美化企画課	課長	森川 信也
			係長	加羅 一巳
			係長	吉岡 崇
		美化第3課	課長	池田 信彦
	環境施設部	施設管理課	課長	山村 康浩
			副主査	森本 雅樹
		施設整備課	課長	永田 康平
			係長	高橋 能正
			技師	宮部 格

【会議支援】1名 株式会社ウエスコ

4 【傍聴者】 0名

5 【欠席者】 1名

項目	所属団体	役職名	委員名
市役所関係	学校教育課	指導主事	宇野 繁範

6 【会議の概要】

1. 出席者紹介 出席者の確認を行った。

2. 報告事項

- 1) 第3回廃棄物減量推進部会発言要旨の確認について
 - ①花田部会長より、資料1、第3回廃棄物減量推進部会発言要旨の説明が行われた。 →事前に送付し、確認をいただいており、質疑がないため承諾とする。(委員)
- 2) 次期基本計画の基本理念(案) について
 - ①事務局より、資料2のP2-1~P2-2及び補足資料に沿って説明が行われた。
 - ・西宮市一般廃棄物処理基本計画は、上位計画である総合計画や新環境計画に掲げる 方針や施策を具体化するものであり、国の循環型社会形成推進基本計画や指針など も勘案し、本市の一般廃棄物処理に係る基本理念や方針、適正処理に関する施策を 定める必要がある。(事務局)
 - →総合計画や新環境計画、循環型社会形成推進基本計画はいずれも改定中である。 素案を踏まえつつ、基本理念の事務局案を作成した。(事務局)
 - →循環型というキーワードは、自律循環、国際循環など処理がどこで完結するか(例 えば、西宮市内で循環が完結する等)不明確である。(委員)
 - →キャッチコピーは施策を検討し、その内容を踏まえて言葉に表す方が良いと思われる。(委員)
 - →キャッチコピーは再度提案を行う。(事務局)
- 3) 次期基本計画の施策における「基本方針」(案) について
 - ①事務局より、資料3のP3-1~P3-2に沿って説明が行われた。
 - ・市民、事業者、行政が自律と協働することが求められ、各主体が2Rと分別・リサイクルの二つを柱とする取り組みを進めて減量と再資源化を図る必要があり、基本方針(案)を作成した。(事務局)
 - →災害廃棄物の処理に関する内容は含まれているか? (委員)
 - →含まれている。(事務局)
 - →基本方針(案)では、生活系ごみは想定できるが、事業系ごみが想定しづらい。 (委員)
 - →「ごみを発生させない暮らしと事業活動」にするなど曖昧さを省く方が事業者に 対して効果的である。(委員)
 - →事業者に対して、タイトルと説明の内容で自分のことと自覚させる必要がある。 (委員)
 - →市民のイメージの中に買ったときからごみになる、ごみになるものを買わないように、作らないようにしましょうという意識の "教育"が大事である。(委員)
 - →企業はごみの減量を進めてきており、Eメールなどで市民に対して取り組みを紹介してはどうか? (委員)
 - →P3-2 の図では製造、販売(購入)が一般的である。消費という記載はごみが発生 しない意味合いになる。図を再度検討いただきたい。(委員)

- →図は生活ラインと事業活動ラインで分けた方がいいと思われる。(委員)
- 4) 次期施策・行動指針(案) について
 - ①事務局より、資料4のP4-1~P4-2、【再掲】第3回廃棄物減量推進部会資料に沿って説明が行われた。
 - ・市民、事業者、行政の役割という表現にし、役割と三者を後押しすることを施策と 置き換えて示している。また、基本方針の中の推進項目という形で分類している。 (事務局)
 - ②食品廃棄物の民間リサイクルルートへの誘導とはどのようなものか? (委員)
 - →食品リサイクル法に対応する許可業者が堆肥や飼料化を行う事だと思われる。(委員)
 - →民間リサイクルルートへの誘導では行政はどのようなことを行うのか? (委員)
 - →ホームページなどでの広報や受け入れ先の紹介を想定している。(事務局)
 - ③レジ袋はポイントや有料化等が企業任せになっており、市で有料化に統一させることはできないか? (委員)
 - →ポイント化は有料化している企業へ逆行しているため、やめていただきたい。(委員)
 - →有料化にする意味をわかっていただくための学習の機会が必要である。(委員)
 - →レジ袋をもらう事自体が恥ずかしい事であるという意識の醸成が必要である。(委員)
 - ④指定袋に関しては、賛否両論ある。環境衛生協議会、ごみ減量等推進員会議の中で 当然すべき、西宮市は遅いという意見もあるが、現状のまま市民に植え付けてほし いと思うがどうか。(委員)
 - →黒色の袋の場合、収集労働する側が危険にさらされている。市民のプライバシー という意見もあるが、問題や収集作業の困難さを市民に周知することが必要であ る。(委員)
 - ⑤食育に関する環境学習で、牛乳パックを洗うなど小学校で出来ていた事が中学校で 出来ないことがある。教育現場は大変だとシャットアウトされるが、環境教育とし てではなく、教育の問題につながると考えられる。一度環境教育に関して保育所か ら高校までどのように関わってきているのか整理する必要がある。(委員)
 - →現在は、「わたしたちの西宮」を使って学習する、清掃工場にいく、下水処理場に いくという選択になっている。(委員)
 - →ごみの授業の中で、自分とごみの接点がどこまで深まれるかということが大事であり、定番のことを学校現場に受けいれてもらうために、教育委員会と調整して体系を作る必要がある。(委員)
 - →環境教育・学習の充実に新規施策を考えてほしい。(委員)
 - →新しい計画が作られると、計画に併せて子供に伝える内容を変えていく必要がある。そのタイミングで先生方とミーティングを行い、学校教育で先生がどのようにすれば教えやすいか、どのようなもののすればよいかという学校におけるごみの減量教育や環境教育の先生たちとの検討委員会のようなものを設置して、マニュアルやガイドラインを作る必要がある。(委員)
 - →収集とか処理の現場の方との話も大事であるので、その内容も踏まえること。(委

員)

- →学校に対して処理した内容や成果の看板などで周知させる必要がある。(委員)
- →その他プラなど再資源化処理成果物がわかりにくいものを学校に展示し、看板等でこの資源ごみの成果物がこれです、といった周知を行う必要がある。(委員)
- →ごみ処理の見える化が必要である。(委員)
- ⑥方針二つめで、事業者の役割の箇所にオフィスペーパーなどの資源化と資源化可能な 古紙の分別の徹底とあるが、雑紙のことだと思われる。表現の仕方を考えること。(委 員)
 - ・古紙リサイクルシステムの構築の事業系では、機密書類でも再資源化できる処理業者がいることを記載すること。(委員)
 - →古紙の集団回収では、古紙を溜める場所に関する相談がある。行政の施設を利用 するなど良い考えがあれば、教えていただきたい。(委員)
 - →小規模事業者に対して、自治会のステーションを利用する等、民間任せではなく 市が示してあげる必要がある。(委員)
 - ・環境教育・学習の充実に新規施策を考えてほしい。(委員)
- ⑦資源ごみの排出方法等の見直しの検討は、高齢者にとってのごみステーションの管理 が課題であることから挙げている。(事務局)
 - →ごみステーションのあり方として、ふたを設けて綺麗に整理できるようにするなどカラス対策も含めて検討する必要がある。(委員)
- ⑧行政の役割の中に啓発とか指導があるが、事業系の廃棄物の処理がうまく回る仕組み 作りが必要である。(委員)
 - →民間リサイクルルートもだが、民間収集ルートに関しても調整機能を行政が果たし ルール化して話し合う事が必要である。(委員)
- ⑨どのように物が処理されていくのかフローチャートでほしい。(委員)
- 5) 次期生活排水処理基本計画(暫定版) について
 - ・第1回廃棄物減量推進部会で報告を行っており、公共下水道が人口普及率の99.9% に達している。今後の施策に関しては、引き続き下水道の未接続世帯に対して水洗 化の普及を行うことが主な取り組みとなる。(事務局)
 - →次期生活排水処理基本計画は、現計画の基本方針と取り組みを引き継ぐこととする。(事務局)

3. 確認事項

1) 今後のスケジュールについて

事務局より、第5回廃棄物減量推進部会は4月以降を予定していることが説明された。

- →第4回までの内容を踏まえて一般廃棄物処理基本計画の暫定版を作成する。次回会議では、内容の肉付けを行う。(事務局)
- →基本方針は、いつまでに必要か? (委員)
- →上半期を目途に考えている。(事務局)